

図書館相互協力に関する指針

昭和61年5月22日決定

京都府図書館等連絡協議会

1 趣旨

地域住民が実際生活に即して必要とする情報は、必ず提供する - これは、公共図書館の本質的機能である。この機能を強化する一つの方法として、設置者の異なる図書館等が相互に協力することが有効であるということを確認し、当協議会は、その積極的且つ統一的推進をはかるため、図書館相互協力に関する指針をここに定める。

2 相互協力の原則

相互協力は、設置者が異なり、従って設置目的が異なる図書館等が、上記趣旨にそって協力し合うものであり、当事者間で十分に協議して理解したうえで実施に移すものとする。

3 相互協力の範囲

相互協力の範囲は、図書館活動の全分野を対象とするが、上記趣旨に即して、当事者が相互に認められたものとする。

相互協力例

資料の選択・収集

目録・索引類の作成

資料の整理

資料の提供 共通貸出、貸借、調査・相談、複写

資料の保存

連絡車の巡回

コンピュータによるネットワークの形成

職員の研修

4 相互協力の体制

(1) 市町村の図書館は、住民の直接の窓口として、その必要とする情報の提供に最大限努力し、その能力の範囲を超えるものについては、近隣あるいは圏域における図書館等と相互に協力する諸条件を順次整備するものとし、地域住民の要求にこたえる。

(2) 京都府が設置する図書館等は、府全域をカバーする広域施設として、その全機能を通じて市町村の図書館活動をバックアップする諸条件を整備するものとし、その一環として相互協力に関しても積極的に推進する。

(3) 当協議会は、相互協力に関する調査研究、連絡調整を行い、その推進に努める。

5 相互協力の規程

この指針により、当協議会加盟の図書館等が相互協力を実施する場合は、必要に応じて実施要領を別途定める。

6 指針の改廃

この指針の改廃は、理事会の審議を経て、総会の議決により行う。

附則 1 この指針は、昭和 6 1 年 5 月 2 2 日から施行する。